

所得税決算確定申告指導会

消費税確定申告指導会

確定申告指導会において一部予約制を導入しています！
詳細は裏面を参照してください。

日 時：2月 1日（金）
2月 4日（月）～2月 8日（金）
2月18日（月）～2月22日（金）
3月 4日（月）～3月15日（金）〈土・日を除く〉
※3月15日（金）は電子申告の受付を正午までといたします。

時 間：午前10時～午後4時

場 所：城山商工会館

城山商工会では e-tax（国税電子申告）をおすすめしています

城山商工会では、確定申告作成支援業務の利便性向上のため、国税庁ホームページを使った e-tax（電子申告）を推進しております。確定申告書に加え、決算書作成支援も同ホームページにて行う予定です。

※詳細な内容や不明な点は商工会までお問合せください。

【 当日必要な書類 】

- 事業主・専従者・扶養家族のマイナンバー（個人番号）、印鑑
- 税務署から送付された「確定申告お知らせはがき」
- 確定申告データが入ったUSBメモリーと「ブルーのファイル式」
- 平成28年、平成29年の決算書、申告の控え
- 現金出納帳、経費帳、集計表
- 総勘定元帳（特別控除65万円を受ける方）
- 専従者、従業員の源泉徴収簿
- 平成30年中に支払った医療費の領収書（個人別に分けてください）
- 平成30年中に支払った国民健康保険の支払額が分かる通知等
- 建物、車輛、機械、備品等（1個又は1セット10万円以上）の購入明細書、クレジットローンの明細書・返済予定表
- 国民年金、生命保険、損害保険、地震保険、小規模企業共済等の控除証明書
- 合計所得1000万円以下の所得者の配偶者に収入（給料で188万円以下）がある場合でも配偶者特別控除が該当するため配偶者の収入がわかるもの（青色事業専従者は除く）
- 平成28年、平成29年の消費税申告控え

※青色申告特別控除（65万円）を受ける方は複式簿記での記帳が義務付けられていますので、貸借対照表を作成する時に総勘定元帳を拝見いたします。

確定申告指導会の一部予約制について！

確定申告の相談待ち時間の短縮・会場の混雑緩和、計画的指導体制の確立を図るため決算・申告指導会（消費税含む）において、昨年より一部予約制を導入いたしております。

予約日は以下のカレンダーを参照してください。ご協力のほどお願い申し上げます。

★確定申告指導会：2月1日（金）・2月4日（月）～8日（金）・2月18日（月）～2月22日（金）
3月4日（月）～3月15日（金） 【土・日・祝日除く】

※3月15日（金）は電子申告の受付を正午までといたします。

★指導会開催時間：午前10時00分～午後4時00分

| 平成31年2月 | | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 予約 | 2 |
| 3 | 4 予約 | 5 予約 | 6 予約 | 7 予約 | 8 予約 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 予約 | 19 予約 | 20 予約 | 21 予約 | 22 予約 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |

| 平成31年3月 | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 先着順 | 5 先着順 | 6 先着順 | 7 先着順 | 8 先着順 | 9 |
| 10 | 11 先着順 | 12 先着順 | 13 先着順 | 14 先着順 | 15 先着順 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

★上記網掛けの日、指導会は行っておりませんので、ご了承ください。

※予約 - 予約日（予約日でも予約されていない方の受付も行います。ただし、予約者優先のため、お待ちいただくことがございます。）

【予約日】 月 日 () 時 分 ～

<注意事項>

- ①予約の受付は、1月8日（火）より電話または窓口にて行います。
- ②指導時間は1回の予約につき約50分間です。1回のご指導で終わらなかった場合は再度予約になることがあります。
- ③ご相談時間の10分前までにお越しください。ご予約時間を経過してお越しの場合は、お待ち頂くこととなります。
- ④指導には万全の体制を整える予定ですが、多少お待ち頂く場合もあります。
- ⑤決算書下書きは、ご自分でできる範囲内で集計しておいてください。
- ⑥平成30年中に土地・建物の譲渡などをして、申告が必要な方は、事前に税務署でご相談願います。